

千葉市公告第410号

千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年千葉市条例第34号）第4条の規定により、令和5年度における都市計画下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷俊一

1 賦課対象区域

【印旛処理区】

花見川区

検見川町一丁目、検見川町五丁目、犢橋町、作新台三丁目、作新台五丁目、大日町、千種町、長作町、長作台一丁目、浪花町、花園町、花園三丁目、畑町、幕張町二丁目、幕張町三丁目、幕張町四丁目、幕張町五丁目、幕張本郷二丁目、宮野木台二丁目 の各一部

稲毛区

稲毛町五丁目、稲毛東五丁目、黒砂台一丁目、小中台町、小仲台四丁目、小仲台八丁目、園生町、長沼町、長沼原町、宮野木町 の各一部

【南部処理区】

中央区

亥鼻3丁目、今井町、鶉の森町、大森町、生実町、川戸町、塩田町、千葉寺町、鶴沢町、仁戸名町、浜野町、南生実町、矢作町、星久喜町、松ヶ丘町、宮崎町、都町一丁目、村田町 の各一部

稲毛区

小深町、山王町、作草部町、作草部二丁目、六方町 の各一部

若葉区

愛生町、大宮町、大草町、小倉台六丁目、小倉町、貝塚2丁目、貝塚町、加曾利町、桜木一丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、桜木八丁目、桜木北二丁目、桜木北三丁目、高品町、高根町、都賀三丁目、殿台町、西都賀五丁目、源町、若松町 の各一部

緑区

あすみが丘東二丁目、大木戸町、大高町、鎌取町、椎名崎町、高田町、高津戸町、古市場町、辺田町、誉田町一丁目、誉田町二丁目、土気町、大膳野町の各一部

その図は、千葉市建設局下水道企画部下水道経理課において、公告日以降供覧します。